

斜面や溪流付近などで開発・建築等を行う場合は必ず確認をお願いします！

◆開発地は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されていませんか？

土砂災害警戒区域等に該当する場合、都市計画法や宅地造成法等の開発許可等を受けた場合でも、土砂災害防止法に基づき建築物の構造規制がかかる場合や、建築物の用途によっては対策工事を行い土砂災害特別警戒区域の解除が必要な場合があります（※）。

県防災砂防課のホームページで区域を公表しておりますので、必ず事業者さま自身をご確認ください。

※土砂災害防止法の目的、制限行為等については、別紙パンフレット「土砂災害防止法とは」をご参照ください。

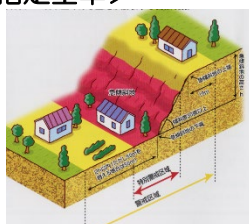
◆開発行為や宅地造成により新たに斜面が造成される場合も、土砂災害警戒区域等に指定される場合があります。

現時点で土砂災害警戒区域等に該当しない土地であっても、新たに造成された急傾斜地等が土砂災害のおそれがあると判断される地形条件に合致する場合、今後県の調査により「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に指定される可能性があります。

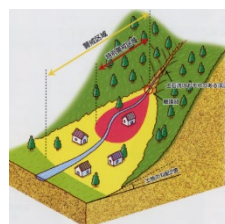
※今後の地形改変に伴い地形条件が合致する場合を含みます。

<土砂災害の種類と土砂災害警戒区域等の指定基準>

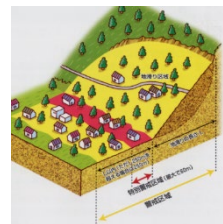
たとえば、急傾斜地の場合、傾斜度が30度以上で高さが5m以上の条件を満たす斜面が区域指定の対象となります。



がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)



土石流



地すべり

土砂災害警戒区域等の有無について確認を行う場合は、必ず下記の手順により確認を行ってください！

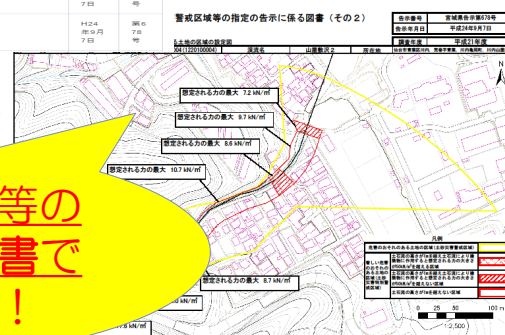
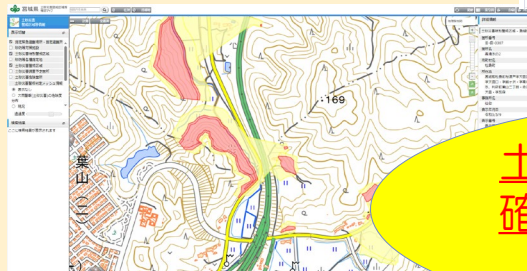
①宮城県砂防総合情報システムMIDSKI「土砂災害警戒区域等確認マップ」で計画する土地付近に土砂災害警戒区域等が無いかを確認します。

②次に、県ホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所」に表示される図面(告示図書)から、土砂災害警戒区域等の該当の有無を確認します。(所在地などから対象地を特定)

宮城県砂防総合情報システムMIDSKIではマップ上で土砂災害警戒区域等の概ねの位置を確認することができます。

土砂災害警戒区域等指定箇所 (仙台市)

仙台市区域指定箇所					
自然環境の脆弱な区域	河川等又は崖所等	所在地	告示番号	告示日	告示種別
土砂災害	1-101-000-2	土砂災害上(1)部 E-13, E-24, E-25, E-26, E-27, E-28, E-29, E-30, E-31, E-32, E-33, E-34, E-35, E-36, E-37, E-38, E-39, E-40, E-41, E-42, E-43, E-44, E-45, E-46, E-47, E-48, E-49, E-50, E-51, E-52, E-53, E-54, E-55, E-56, E-57, E-58, E-59, E-60, E-61, E-62, E-63, E-64, E-65, E-66, E-67, E-68, E-69, E-70, E-71, E-72, E-73, E-74, E-75, E-76, E-77, E-78, E-79, E-80, E-81, E-82, E-83, E-84, E-85, E-86, E-87, E-88, E-89, E-90, E-91, E-92, E-93, E-94, E-95, E-96, E-97, E-98, E-99, E-100	仙台市青葉区川内	H24-09-07	第1号
土砂災害	1-101-000-2	土砂災害上(1)部 E-13, E-24, E-25, E-26, E-27, E-28, E-29, E-30, E-31, E-32, E-33, E-34, E-35, E-36, E-37, E-38, E-39, E-40, E-41, E-42, E-43, E-44, E-45, E-46, E-47, E-48, E-49, E-50, E-51, E-52, E-53, E-54, E-55, E-56, E-57, E-58, E-59, E-60, E-61, E-62, E-63, E-64, E-65, E-66, E-67, E-68, E-69, E-70, E-71, E-72, E-73, E-74, E-75, E-76, E-77, E-78, E-79, E-80, E-81, E-82, E-83, E-84, E-85, E-86, E-87, E-88, E-89, E-90, E-91, E-92, E-93, E-94, E-95, E-96, E-97, E-98, E-99, E-100	仙台市青葉区川内	H24-09-07	第2号



土砂災害警戒区域等の確認は必ず告示図書で行ってください！

※ MIDSKIには最新の土砂災害警戒区域等が反映されていない場合があるため、必ず県ホームページの「土砂災害警戒区域等指定箇所」に掲載された告示図書をご覧ください。

※ 「土砂災害調査予定箇所」は、土砂災害警戒区域等に指定される場合があるため、所在地等で周辺箇所を確認してください。

土砂災害警戒区域等の指定見込みチェックリスト

こちらのチェックリストにより、事業者の方自らが分かる範囲で記入してください。
(情報の確認方法についてはリーフレット前面をご覧ください。)

土砂災害警戒区域等の指定見込み チェックリスト

チェック項目	該当する	該当しない
開発等計画地は、土砂災害警戒区域に指定されている		
開発等計画地は、土砂災害警戒特別警戒区域に指定されている		
●土石流	該当する	該当しない
開発等計画地は、土砂災害調査予定箇所（土石流）の流下方向の近辺である		
●がけ崩れ	該当する	該当しない
開発等計画地は、土砂災害調査予定箇所（急傾斜地の崩壊）と重複している		
開発等計画地は、土砂災害調査予定箇所（急傾斜地の崩壊）と近接している		
開発等計画地内の斜面は、勾配30°以上かつ高さ5m以上の地形条件となる		
開発等計画地と隣接地を合わせた斜面は、勾配30°以上かつ高さ5m以上の地形条件となる		
確認窓口：		

土砂災害警戒区域等の調査・指定に関する相談窓口

管轄市町村	所属名	電話番号	チェック	
白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町	大河原土木事務所	河川砂防第一班	0224-53-1434	
角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町		河川砂防第二班	0224-53-3916	
白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町		行政班	0224-53-3903	
		建築班（建築相談）	0224-53-3918	
仙台市青葉区、太白区、名取市	仙台土木事務所	河川砂防第一班	022-297-4155	
仙台市泉区、宮城野区、若林区、七ヶ浜町		河川砂防第二班	022-297-4172	
塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村		河川砂防第三班	022-297-4154	
岩沼市、亶理町、山元町		河川砂防第四班	022-297-4153	
仙台市、名取市、七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、岩沼市、亶理町、山元町		行政第二班	022-297-4118	
		建築第二班（建築相談）	022-297-4348	
栗原市	北部土木事務所栗原地域事務所	河川砂防班	0228-22-2193	
		行政班	0228-22-2174	
大崎古川、岩出山、鳴子温泉、田尻、涌谷町、美里町小牛田	北部土木事務所	河川砂防第一班	0229-91-0736	
加美町、色麻町、大崎市鹿島台、松山、美里町南郷		河川砂防第二班	0229-91-0747	
大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町		行政班	0229-91-0732	
栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町		建築班（建築相談）	0229-91-0737	
登米市	東部土木事務所登米地域事務所	河川砂防第一班	0220-22-2763	
		行政班	0220-22-2494	
石巻市、東松島市、女川町	東部土木事務所	河川砂防第三班	0225-98-3501	
東松島市、石巻市、女川町		行政班	0225-94-8692	
登米市、東松島市、石巻市、女川町		建築班（建築相談）	0225-94-8691	
気仙沼市（本吉町を除く）	気仙沼土木事務所	河川砂防第一班	0226-24-2564	
気仙沼市本吉町、南三陸町		河川砂防第二班	0226-24-2505	
		行政班	0226-24-2539	
気仙沼市、南三陸町		建築班（建築相談）	0226-24-2538	
県内全域	防災砂防課	砂防・傾斜地保全班	022-211-3232	

※仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市で開発・建築をお考えの方は、レッドゾーン内の建築相談については市役所建築部局へお問い合わせ願います。

事務所担当者へ：
事業者より相談を受けた際は、リーフレットの担当班の部分にチェックを入れ相談年月日を記入してください。
記入後はリーフレットの写しを河川砂防担当班、行政班、建築班で共有し、各班で保管してください。